



～「一人ひとりが輝き 豊かで活力あるまち ちくしの」をめざして～

ちくしの女性センターニュース

2020年
6月

新型コロナウイルスと影のパンデミックを考える

世界保健機関 (WHO) が「パンデミック (世界的大流行)」と表明した新型コロナウイルス (covit-19) は、世界中で猛威を振るい、その爪痕は計り知れないものとなっています。

日本でも 4 月に緊急事態宣言が発令され外出や移動の自粛、店舗の休業で私たちの生活は一変しました。5 月には緊急事態宣言が解除されたものの、私たちの暮らしは、これからも新型コロナウイルスの影響を受けることが予想されます。



今後新型コロナウイルス (covit-19) と共存しなければならない社会で、あなたはどんなことに最も不安を感じていますか? ……仕事、子育て、介護など、あらゆる面で女性を取り巻く問題や女性差別や深刻な側面を見始めています。

影のパンデミック：女性と女兒に対する暴力

さて、新型コロナウイルス感染予防対策による外出自粛や生活不安・ストレスから、世界各国で DV 被害や家庭内暴力が増加していると言われています。

国連女性機関 (UN Women) のムランボ=ヌカカ事務局長は 4 月 6 日、各国で都市封鎖や外出制限が行われるなか、家で過ごす時間が増えたことで、女性と女兒(15~49 歳)が親密なパートナーから暴力を受けるという影のパンデミック (世界的大流行) が増大していることに関して、声明を発表しました。(※1)

また、国連人権基金が 4 月 28 日に発表したレポートでは、新型コロナウイルスの感染拡大により、世界で数百万人の女性が避妊へのアクセスを失い、望まない妊娠や性差別による暴力に直面することを予測しています。(※2)

このように国連は世界各国に向けて警鐘を鳴らし、具体的な対策を求めていくよう働きかけています。

そして、日本では、4 月 10 日に「新型コロナウイルス問題に伴う DV 等への対応に関する橋本内閣府特命担当大臣 (男女共同参画) からのメッセージ」を発表し、通常の DV 相談に加え、新たな DV 相談事業「DV 相談+ (プラス)」を開始し、体制を拡充しています。

DV は、まずは被害者の保護が最優先ですが、「なぜ DV が起こるのか」を社会全体で共有し、考え、取り組んでいくことが今後さらに日本でも重要となってきます。



- 出典：※1 <https://japan.unwomen.org/ja> UN Woman 日本事務所
「女性と女兒に対する暴力：影のパンデミック(世界的大流行) - 仮訳」
- ※2 <https://tokyo.unfpa.org/ja> 国連人口基金東京事務所
「新型コロナウイルス感染症が女性の健康にもたらす深刻な影響」

DV相談について (国からのお知らせ)

- 24 時間電話 電話番号：0120-279-889 (つなぐはやく)
- SNS 相談、メール相談

受付時間：SNS 相談は正午から午後 10 時まで、メール相談は 24 時間受付

詳細は、下記、内閣府のホームページをご覧ください。

「DV相談+ (プラス)」 <https://soudanplus.jp/>

★緊急の場合は最寄りの警察署または 110 番へ!



筑紫野市
女性センター
相談室の情報は
裏面です。

6月23日～29日は「男女共同参画週間」です。



<令和 2 年度のキャッチフレーズ>
「そっか。いい人生は、いい時間の使い方なんだ。」
「ワクワク・ライフ・バランス」



「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成 11 年 6 月 23 日を踏まえ、平成 13 年度から毎年 6 月 23 日から 29 日までの 1 週間は、内閣府が「男女共同参画週間」です。

また内閣府では、毎年、男女共同参画週間を推進するための標語を募集しています。

今年度は、上記のキャッチフレーズに決定しました。

「男女共同参画プラザ」の利用を開始します。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、男女共同参画プラザを含む生涯学習センターは 3 月 3 日より休館していましたが、6 月 1 日 (月) より開館し、利用を再開します!

開館にあたって、男女共同参画プラザも新型コロナウイルス感染防止対策の徹底を行ってまいりますので、ご協力をお願いします。

<男女共同参画プラザ ミーティングコーナーの利用にあたって>

- ・当面の間、登録団体のみの利用とさせていただきます。(利用の 2 か月前から予約できます)
- ・予約は電話もしくはメールにてお願いします。
(先に予約が入っている場合など、予約をお受けできない場合もあります。)
- ・1 団体で利用できる人数は、当面の間 10 名までとさせていただきます。
- ・利用の際は、参加者の把握 (入場者リストの作成等) をお願いします。



- ★その他、感染防止対策については、生涯学習センターの決まりと同様ですので、よろしくお願いします。
- ★上記以外についても、臨機応変な対応をお願いする場合があります。

女性センター相談室のご案内

夫婦のこと (DV や離婚など)、家族のこと、職場のこと (人間関係、セクハラ、パワハラなど)、相談は無料です。秘密は守ります。



ひとりで悩んでいませんか?

TEL (092) 918-1311



- ※総合相談は予約が優先となります。
- ※法律相談は、相談日の 2 週間前の水曜日から、電話で申し込んで下さい。
- ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため
面接相談は必ずマスク着用をお願いします。

相談	日時
総合相談	月～金 9:00～16:30 (祝日除く)
女性弁護士による 法律相談	毎月第2・4火曜日 13:00～16:00(1人30分)



<発行>：筑紫野市総務部人権政策・男女共同参画課 男女共同参画担当
〒818-8686 筑紫野市石崎 1-1-1 筑紫野市役所
TEL：092-918-1311 e-mail：danjo@city.chikushino.fukuoka.jp